

大川広域行政組合し尿処理施設設置及び管理条例

〔平成11年12月27日〕
〔 条 例 第 10 号 〕

改正 平成14年 2月27日条例第 1号 平成15年 2月12日条例第 1号
平成15年 4月 1日条例第 7号 平成16年 2月26日条例第 1号

(趣旨)

第1条 この条例は、大川広域行政組合を組織する市（以下「関係市」という。）の区域内から排出されるし尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理するため、大川広域行政組合し尿処理施設（以下「し尿処理施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 し尿処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 大川広域志度クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）

(2) 位置 香川県さぬき市小田2600番地3

(業務)

第3条 クリーンセンターは、関係市又は関係市の長が許可若しくは委託した業者が収集、運搬したし尿及び浄化槽汚泥を処理する。

2 管理者は、必要があるときは、前項の業務を委託することができる。

(使用の承認)

第4条 管理者は、関係市の長と協議の上、クリーンセンターの許容日量の範囲内で使用を承認する。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年2月27日条例第1号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月12日条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日条例第7号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。